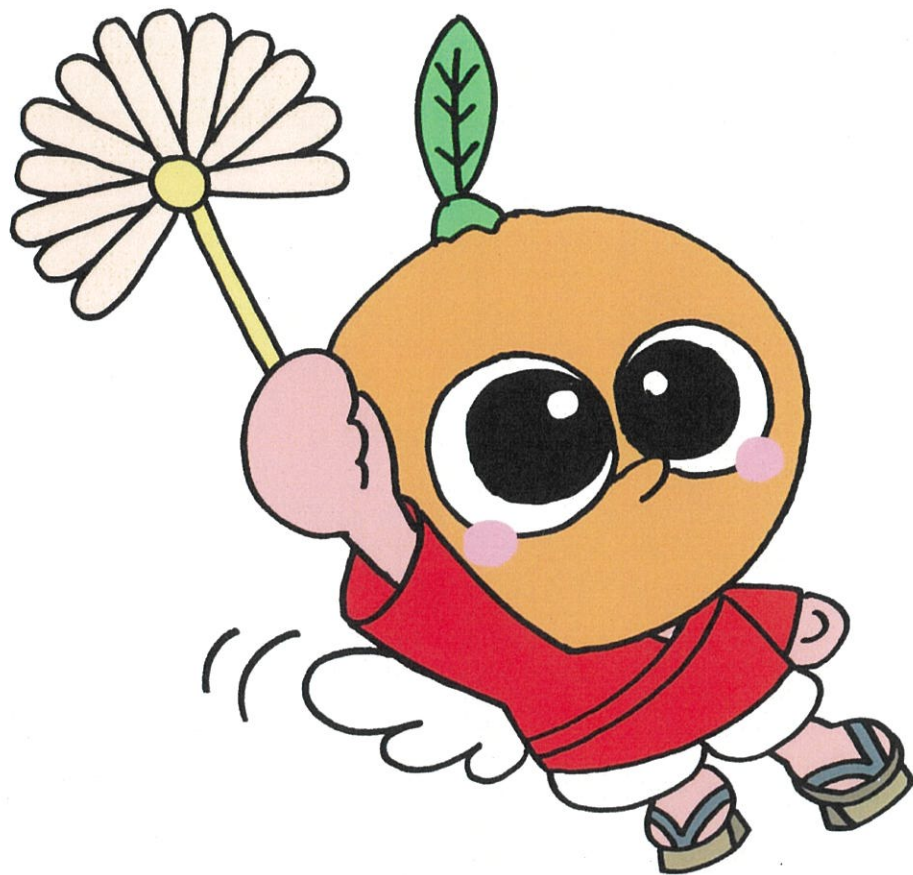


令和7年度

町税のしおり



由良町

目 次

第1章 町税のあらまし

1 町民税	1
2 固定資産税	19
3 軽自動車税	26
4 町たばこ税	29
5 国民健康保険税	30
※ eLTAX (エルタックス)	33

第2章 町税の納付

1 町税の納付場所	34
2 期限内納付にご協力を	35
3 町税の納付は便利な口座振替で	37

Q&A	39
-----	----



第1章 町税のあらまし

市町村は、住民のみなさん（個人のほか、法人も含まれます。）の日常生活に密接にかかわる、多くの行政サービスを提供しています。

そのために必要な費用は、その市町村の住民の方に、その所得及び所有する資産状況等に応じて、地方税（町の場合は「町税」といいます。）として、負担していただいています。

ここでは、由良町の町税について、そのあらましをご説明します。

1 町民税

町民税とは、住民が負担するという地方税の性格を最もよく表している税であり、県民税とあわせて一般に「住民税」といいます。

町民税には、個人が負担する個人町民税と法人が負担する法人町民税があり、それぞれ、均等の税額によって負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割（個人）又は法人税割（法人）があります。また、個人県民税は県の税金ですが、納税者の皆さんの利便性向上のため町が個人町民税と合わせて課税しています。

◎個人の町民税

（1）納税義務者

個人町民税の納税義務者は、次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税
由良町内に住所を有する個人	均等割額及び所得割額の合計額
由良町内に事務所・事業所又は家屋敷（※）を有する個人で、由良町内に住所を有しない個人	均等割額

由良町内に住所を有するかどうか、また、事務所などを有するかどうかは、その年の1月1日（これを賦課期日といいます。）現在の状況で判断されます。

※家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けた独立性のある住宅をいい、常に居住しうる状態にあるもので、現実に居住していることを要しません。

（2）町民税が課税されない人

- ① 均等割も所得割もかからない人
 - ア 生活保護法によって生活扶助を受けている人
 - イ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に換算すると204万4千円未満）の人
- ② 均等割がかからない人
前年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人
 - ア 扶養親族等を有する場合
 $28 \text{万円} \times \text{家族数（本人+扶養親族等の数）} + 10 \text{万円} + 16 \text{万}8 \text{千円}$
 - イ 扶養親族等のいずれも有しない場合 $28 \text{万円} + 10 \text{万円}$
- ③ 所得割がかからない人

前年中の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の人

ア 扶養親族等を有する場合

$35 \text{ 万円} \times \text{家族数 (本人 + 扶養親族等の数)} + 10 \text{ 万円} + 32 \text{ 万円}$

イ 扶養親族等のいずれも有しない場合 $35 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円}$

※扶養親族等とは、納税義務者と生計を一にする合計所得金額が 48 万円以下の配偶者や親族をいいます。

(3) 税額計算のしくみ

個人の町・県民税の税額は、均等割と所得割の合計です。

令和 7 年度の町・県民税は前年中（令和 6 年中）の所得を基礎として、次の方式により計算したものです。

均等割額＝町民税 3,000 円 県民税 1,500 円 国税 1,000 円

うち 500 円（県民税）は紀の国森づくり税として、うち 1,000 円（国税）は森林環境税として森林環境保全に使われます。（P16 参照）

所得割額＝ $\frac{\text{前年の総所得金額等} - \text{所得控除額}}{\text{課税総所得金額等}} \times \text{税率 (P8 参照)} - \text{税額控除額}$

端数の処理：課税総所得金額等は、1,000 円未満の端数を切り捨てます。

所得割額は、100 円未満の端数を切り捨てます。

▶住民税所得割の計算の順序は所得税と同じですが、控除や税率に次のような違いがあります。

ア 所得税においては、例えば基礎控除、配偶者控除の額はそれぞれ 48 万円、38 万円ですが、住民税の控除はそれぞれ 43 万円、33 万円です。このように、住民税は所得税よりも広い範囲の人に地域社会の費用について負担を求めるしくみになっています。

イ 所得税は所得に応じて 5% から 45% までの 7 段階（累進課税）になっていますが、住民税は所得の多い少ないにかかわらず、町民税は一律 6%、県民税は一律 4% です。

▶土地建物等の譲渡所得、退職所得などについては、特別の税額計算が行われます。（P13 参照）

(4) 所得金額

所得割額の計算基礎は、所得金額です。所得金額は、所得の種類に応じてそれぞれの収入金額から、その収入を得るために要した経費（通常は「必要経費」といいます。）などを差し引いて算出されます。

なお、住民税は前年中の所得を基準として計算されますので、例えば令和 7 年度の住民税は、令和 6 年中の所得金額が基準となります。

ア 給与所得の算出方法

給与所得者については、必要経費に代わるものとして、収入金額に応じ、給与所得控除額を差し引きます。

給与所得の算出方法については、次の表のとおり計算します。

給与等の収入額の合計額	給与所得金額
551,000 円未満	0 円
551,000 円以上～ 1,619,000 円未満	収入金額－550,000 円
1,619,000 円以上～ 1,620,000 円未満	1,069,000 円
1,620,000 円以上～ 1,622,000 円未満	1,070,000 円
1,622,000 円以上～ 1,624,000 円未満	1,072,000 円
1,624,000 円以上～ 1,628,000 円未満	1,074,000 円
1,628,000 円以上～ 1,800,000 円未満	収入金額 ^{※1} ×60%＋100,000 円
1,800,000 円以上～ 3,600,000 円未満	収入金額 ^{※1} ×70%－80,000 円
3,600,000 円以上～ 6,600,000 円未満	収入金額 ^{※1} ×80%－440,000 円
6,600,000 円以上～ 8,500,000 円未満	収入金額 ^{※1} ×90%－1,100,000 円
8,500,000 円以上	収入金額 ^{※1} －1,950,000 円

※上記の計算式は概算になります。具体的には所得税法の別表第5から直接求められます。

(※1：給与収入金額を4で割り、1,000円未満の端数を切り捨て、再び4を掛けます。)

イ 公的年金等に係る雑所得の算出方法

a 公的年金等の取り扱い

公的年金等は、過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金、恩給（一時恩給を除きます。）、国民年金などです。

所得金額は、前年中の公的年金等の収入額から公的年金等の控除額を控除した残額とします。

所得金額の計算に当たっては、次表を使用して求めた金額が公的年金控除後の公的年金等に係る雑所得の金額となります。

b 公的年金等の雑所得金額の計算方法

○公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額：1,000万円以下

年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
65歳未満 昭和35年1月2日 以後に生まれた方	130万円以下	収入－60万円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします。）
	1,300,001円以上 410万円以下	収入×0.75－275,000円
	4,100,001円以上 770万円以下	収入×0.85－685,000円
	7,700,001円以上 1,000万円以下	収入×0.95－1,455,000円
	10,000,001円以上	収入－1,955,000円
65歳以上 昭和35年1月1日 以前に生まれた方	330万円以下	収入－110万円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします。）
	3,300,001円以上 410万円以下	収入×0.75－275,000円
	4,100,001円以上 770万円以下	収入×0.85－685,000円
	7,700,001円以上 1,000万円以下	収入×0.95－1,455,000円
	10,000,001円以上	収入－1,955,000円

○公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額：1,000万円超 2,000万円以下

年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
65歳未満 昭和35年1月2日 以後に生まれた方	130万円以下	収入－50万円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします。）
	1,300,001円以上 410万円以下	収入×0.75－175,000円
	4,100,001円以上 770万円以下	収入×0.85－585,000円
	7,700,001円以上 1,000万円以下	収入×0.95－1,355,000円
	10,000,001円以上	収入－1,855,000円
65歳以上 昭和35年1月1日 以前に生まれた方	330万円以下	収入－100万円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします。）
	3,300,001円以上 410万円以下	収入×0.75－175,000円
	4,100,001円以上 770万円以下	収入×0.85－585,000円
	7,700,001円以上 1,000万円以下	収入×0.95－1,355,000円
	10,000,001円以上	収入－1,855,000円

○公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額：2,000万円超

年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
65歳未満 昭和35年1月2日 以後に生まれた方	130万円以下	収入－40万円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします。）
	1,300,001円以上 410万円以下	収入×0.75－75,000円
	4,100,001円以上 770万円以下	収入×0.85－485,000円
	7,700,001円以上 1,000万円以下	収入×0.95－1,255,000円
	10,000,001円以上	収入－1,755,000円
65歳以上 昭和35年1月1日 以前に生まれた方	330万円以下	収入－90万円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします。）
	3,300,001円以上 410万円以下	収入×0.75－75,000円
	4,100,001円以上 770万円以下	収入×0.85－485,000円
	7,700,001円以上 1,000万円以下	収入×0.95－1,255,000円
	10,000,001円以上	収入－1,755,000円

●公的年金所得者の確定申告手続きの簡素化

公的年金等の収入額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受けられる場合は確定申告を行う必要があります。また、医療費控除、生命保険料控除等がある場合、町・県民税の軽減を受けるため、町・県民税の申告が必要になります。

(5) 所得金額調整控除

次に該当する場合、給与所得に対して所得金額調整控除が適用されます。

ア 給与等の収入金額が 850 万円を超える者で次のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する者
- ・年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者
- ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

次のとおり計算します。

所得金額調整控除 = (※¹ 給与等の収入金額 - 850 万円) × 10%

※¹ : 給与等の収入金額が 1,000 万円超の場合は、1,000 万円として計算する。

イ 給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する場合

次のとおり計算します。

所得金額調整控除 = (※²A + ※³B) - 10 万円

※²A : 給与所得金額が 10 万円を超える場合は 10 万円として計算する。

※³B : 公的年金等に係る雑所得が 10 万円を超える場合は 10 万円として計算する。

※ア及びイの両方に該当する場合は、アの控除後にイの金額が適用されます。

(6) 所得控除

所得控除は、納税者の実情に応じた税負担を求めるために、その納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して所得金額から差し引きます。

項 目	摘 用 範 囲 と 所 得 控 除 額		
雑 損 控 除	災害、盗難等によって資産等に損害を受けたとき	$\left\{ \begin{array}{l} \text{①差引損失額} - (\text{所得金額の合計額} \times 10\%) \\ \text{②災害関連支出} - 50,000 \text{ 円} \end{array} \right\}$	①と②のいずれか多い方の金額
医 療 費 控 除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った医療} \\ \text{費の総額} \end{array} \right) - (\text{保険金等で補てんされた金額}) -$	$\left(\begin{array}{l} 10 \text{ 万円か所得の合計} \\ \text{額} \times 5\% \text{ のいずれか} \\ \text{少ない方の金額} \end{array} \right)$	(最高 200 万円)
セルフメディケーション税制による医療費控除	特定一般用医薬品等の購入費 - 保険金などで補てんされる金額 - 12,000 円		(最高 88,000 円)
社会保険料控除	(あなたやあなたの扶養家族が負担することになっている国民健康保険税、介護保険料、健康保険、厚生年金、雇用保険、国民年金等を支払ったとき)	…	支払った金額又は給与・年金から差し引かれた金額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済や心身障害者扶養共済の掛金を支払ったとき…支払った金額		
生命保険料控除	○平成 23 年 12 月 31 日以前(旧契約)に締結した保険契約等に係る生命保険料控除 一般生命保険料控除・個人年金保険料控除(両方の支払がある場合は下記によりそれぞれ金額を計算) ※各最高 35,000 円。合計適用限度額は 70,000 円 ア 15,000 円以下の場合…………… 支払保険料の金額 イ 15,000 円を超え 40,000 円以下の場合…………… 支払保険料×1/2+7,500 円 ウ 40,000 円を超え 70,000 円以下の場合…………… 支払保険料×1/4+17,500 円 エ 70,000 円を超える場合……………35,000 円 ○平成 24 年 1 月 1 日以後(新契約)に締結した保険契約等に係る生命保険料控除 一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除(それぞれの支払がある場合は下記によりそれぞれ金額を計算) ※各最高 28,000 円。合計適用限度額は、70,000 円 ア 12,000 円以下の場合…………… 支払保険料の金額 イ 12,000 円を超え 32,000 円以下の場合…………… 支払保険料×1/2+6,000 円 ウ 32,000 円を超え 56,000 円以下の場合…………… 支払保険料×1/4+14,000 円 エ 56,000 円を超える場合……………28,000 円		
地震保険料控除	$\left(\begin{array}{l} \text{A} \\ \text{地震保険料の支払} \\ \text{合計金額} \times 1/2 \text{ (最高} \\ \text{25,000 円)} \end{array} \right) +$	$\left(\begin{array}{l} \text{B} \\ \text{旧長期損害保険料の支払合計額 (ア)} \\ \text{金額が 5,000 円以下の場合、支払った} \\ \text{保険料の全額} \\ \text{アの金額が 5,000 円を超える場合ア} \times \\ \text{1/2 + 2,500 円 (最高 10,000 円)} \end{array} \right)$	(注) A + B の最高限度額は 25,000 円となります。

障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族で心身に障がいのある人がいるとき 障害者……………260,000円 特別障害者……………300,000円 同居特別障害者……………530,000円																																															
寡婦控除	①ひとり親控除に該当せず、夫と離婚後婚姻していない人で、扶養親族*があり、合計所得が ⁵ 500万円以下の人……………260,000円 ②夫と死別後婚姻をしていない人で、合計所得金額が ⁵ 500万円以下の人……………260,000円 ※総所得金額等が ⁵ 48万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族でない子に限ります。 (住民票の続柄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」の記載がある場合等は対象外となります。)																																															
ひとり親控除	婚姻歴の有無に関わらず、生計を一にする子*があり、合計所得金額が ⁵ 500万円以下の人……………300,000円 ※総所得金額等が ⁵ 48万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族でない子に限ります。 (住民票の続柄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」の記載がある場合等は対象外となります。)																																															
勤労学生控除	あなたが大学、高校、各種学校などの学生で、合計所得金額が ⁵ 75万円以下であり、そのうち自己の勤労によらない所得が ⁵ 10万円以下のとき……………260,000円																																															
配偶者控除	あなたの妻又は夫の合計所得金額が ⁵ 48万円以下のとき <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>9,000,000円以下</th> <th>9,000,001円から 9,500,000円まで</th> <th>9,500,001円から 10,000,000円まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の配偶者</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>年齢70歳以上の配偶者</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> </tbody> </table> (事業専従者と重複しては受けられません。)		本人の合計所得金額			9,000,000円以下	9,000,001円から 9,500,000円まで	9,500,001円から 10,000,000円まで	一般の配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	年齢70歳以上の配偶者	380,000円	260,000円	130,000円																																
	本人の合計所得金額																																															
	9,000,000円以下	9,000,001円から 9,500,000円まで	9,500,001円から 10,000,000円まで																																													
一般の配偶者	330,000円	220,000円	110,000円																																													
年齢70歳以上の配偶者	380,000円	260,000円	130,000円																																													
配偶者特別控除	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の所得金額</th> <th colspan="3">あなたの所得金額</th> </tr> <tr> <th>9,000,000円以下</th> <th>9,000,001円から 9,500,000円まで</th> <th>9,500,001円から 10,000,000円まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480,000円以下</td> <td>配偶者控除</td> <td>配偶者控除</td> <td>配偶者控除</td> </tr> <tr> <td>480,001円から1,000,000円まで</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円から1,050,000円まで</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円から1,100,000円まで</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円から1,150,000円まで</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円から1,200,000円まで</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円から1,250,000円まで</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円から1,300,000円まで</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円から1,330,000円まで</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>1,330,000円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> (注) あなたの合計所得金額が ⁵ 1,000万円を超える場合には適用されません。 (事業専従者と重複しては受けられません。)	配偶者の所得金額	あなたの所得金額			9,000,000円以下	9,000,001円から 9,500,000円まで	9,500,001円から 10,000,000円まで	480,000円以下	配偶者控除	配偶者控除	配偶者控除	480,001円から1,000,000円まで	330,000円	220,000円	110,000円	1,000,001円から1,050,000円まで	310,000円	210,000円	110,000円	1,050,001円から1,100,000円まで	260,000円	180,000円	90,000円	1,100,001円から1,150,000円まで	210,000円	140,000円	70,000円	1,150,001円から1,200,000円まで	160,000円	110,000円	60,000円	1,200,001円から1,250,000円まで	110,000円	80,000円	40,000円	1,250,001円から1,300,000円まで	60,000円	40,000円	20,000円	1,300,001円から1,330,000円まで	30,000円	20,000円	10,000円	1,330,000円超	0円	0円	0円
配偶者の所得金額	あなたの所得金額																																															
	9,000,000円以下	9,000,001円から 9,500,000円まで	9,500,001円から 10,000,000円まで																																													
480,000円以下	配偶者控除	配偶者控除	配偶者控除																																													
480,001円から1,000,000円まで	330,000円	220,000円	110,000円																																													
1,000,001円から1,050,000円まで	310,000円	210,000円	110,000円																																													
1,050,001円から1,100,000円まで	260,000円	180,000円	90,000円																																													
1,100,001円から1,150,000円まで	210,000円	140,000円	70,000円																																													
1,150,001円から1,200,000円まで	160,000円	110,000円	60,000円																																													
1,200,001円から1,250,000円まで	110,000円	80,000円	40,000円																																													
1,250,001円から1,300,000円まで	60,000円	40,000円	20,000円																																													
1,300,001円から1,330,000円まで	30,000円	20,000円	10,000円																																													
1,330,000円超	0円	0円	0円																																													
扶養控除	被扶養者となれる所得の限度は配偶者控除の場合と同様に合計所得金額が ⁵ 48万円以下のときです。 ①一般の扶養親族(16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)……………330,000円																																															

	②特定扶養親族（年齢 19 歳以上 23 歳未満の人）……………450,000 円 ③老人扶養親族（年齢 70 歳以上）……………380,000 円 ④同居する老人扶養親族等（年齢 70 歳以上の父母等）……………450,000 円 （事業専従者と重複しては受けられません）
基礎控除	納税義務者の合計所得金額が ①2,400 万円以下の人……………430,000 円 ②2,400 万円超 2,450 万円以下の人……………290,000 円 ③2,450 万円超 2,500 万円以下の人……………150,000 円 ④2,500 万円超の人……………適用なし

※表は令和 7 年度の控除になります。

（7）所得割の税率

所得割の税率は、次の表のとおりです。

課税標準額×税率＝所得割額

課税標準額	町 民 税	県 民 税
	税 率	税 率
一 律	6%	4%

（8）税額控除

▶ 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、算出された所得割額から、次の配当控除額が差し引かれます。

種 類		課税総所得金額等		1,000 万円以下の部分 に含まれる配当所得		1,000 万円を超える部分 に含まれる配当所得	
		町民税	県民税	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当、剰余金の分配等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	0.2%	0.15%

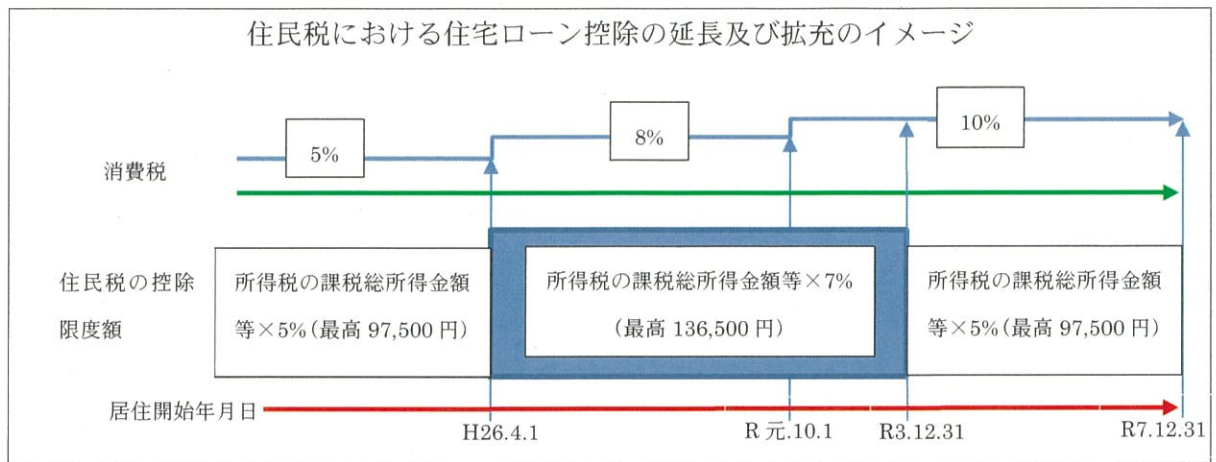
▶ 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により計算された金額が税額から差し引かれます。

▶ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

住宅借入金等特別税額控除は、平成 21 年 1 月～令和 7 年 12 月入居者について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で住民税から控除するものです。

控除限度額は、原則として、所得税の課税総所得金額等の 5%（最高 97,500 円）ですが、特例措置として、平成 26 年 4 月～令和 3 年 12 月入居者については、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の 7%（最高 136,500 円）に拡充しています。



▶ 寄附金税額控除

寄附金税額控除の対象は、都道府県・市区町村に対する寄附金（「ふるさと納税」）、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金、所得税の寄附金控除の対象となっている学校法人や社会福祉法人などのうち都道府県・市区町村が条例で定める寄附金となります。
〔控除額〕

（次のいずれか低い金額－2,000 円）×10%

- ① 「都道府県・市区町村に対する寄附金」、「住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金」、「都道府県・市区町村が条例で定める寄附金」の合計額
- ② 年間の総所得金額等の30%

なお、「都道府県・市区町村に対する寄附金」については、上記「控除額」に加え、寄附金のうち2,000円を超える部分について、特例控除額（住民税所得割の2割を限度）があり、所得税と合わせてその金額が控除されます。

※ 住民税（町・県民税）には、政党等寄附金特別控除等の制度はありません。

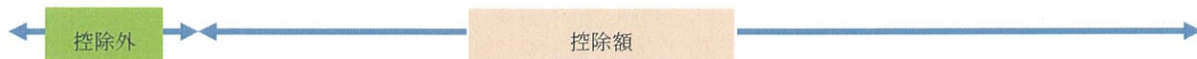
● ふるさと納税制度について

制度の概要

◎都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除されます。

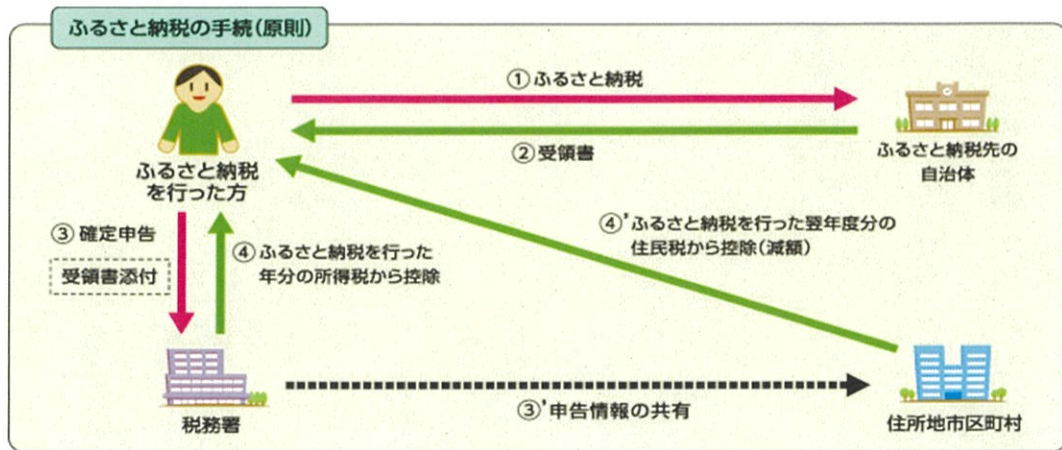
（例：年収700万円の給与所得者（夫妻なし）が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除されます。）

適用 下限額 2,000 円	所得税の控除額 (ふるさと納税額 - 2,000 円) × 所得税率	住民税の控除額 (基本分) (ふるさと納税額 - 2,000 円) × 住民税率 (10%)	住民税の控除額 (特例分) 所得割額の 2 割を限度
-------------------	---------------------------------------	--	----------------------------------



◎控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要（原則）です。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続きの特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を活用できます。（詳しくは次ページ）

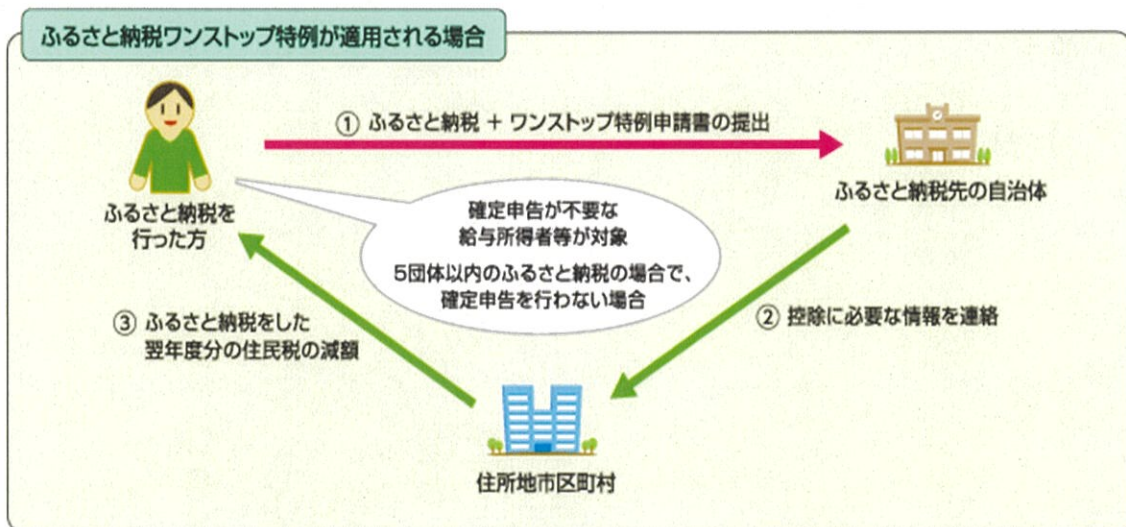
◎自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となります。（ただし除外となっている団体を除く）



ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

◎確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇^{ちゅうちよ}する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先が5団体以内に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みがあります。

- 確定申告を行った場合と同額が控除されます。(本特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除されます。)
- 地方団体の事務負担等を考慮し、6団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要です。



▶ 調整控除（所得税との人的控除額の差の調整）

国から地方への税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するため、次の算式により求めた金額を所得割額から控除します。

ア 合計課税所得金額（課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額）が200万円以下の場合

（a）又は（b）のいずれか少ない金額の5%（町民税3%、県民税2%）

（a）人的控除額の差の合計額

（b）合計課税所得金額

イ 合計課税所得金額が200万円を超え2,500万円以下の場合

（a）から（b）を控除した金額（5万円未満の場合は5万円）の5%（町民税3%、県民税2%）

（a）人的控除額の差の合計額

（b）合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		人的控除額の差	(参考) 人的控除額	
			所得税	住民税
障害者控除	普通	1万円	27万円	26万円
	特別	10万円	40万円	30万円
	同居の特別	22万円	75万円	53万円
寡婦控除		1万円	27万円	26万円
ひとり親控除	母である者	5万円	—	—
	父である者	1万円	—	—
勤労学生控除		1万円	27万円	26万円
配偶者控除	一般	5万円 ^{※1}	38万円	33万円
	老人	10万円 ^{※1}	48万円	38万円
扶養控除	一般	5万円	38万円	33万円
	特定	18万円	63万円	45万円
	老人	10万円	48万円	38万円
	同居老人	13万円	58万円	45万円
配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円 ^{※1}	38万円	33万円
	50万円超 55万円未満	3万円 ^{※1}	36万円	33万円
基礎控除		5万円	—	—

※1：配偶者控除及び配偶者特別控除における人的控除額の差は以下のとおり。

・配偶者控除

所得割納税義務者の 合計所得金額	人的控除額の差	
	一般	老人
900万円以下	5万円	10万円
900万円超 950万円以下	4万円	6万円
950万円超 1,000万円以下	2万円	3万円

・配偶者特別控除

所得割納税義務者の 合計所得金額	人的控除額の差	
	配偶者の合計所得金額 48万円超 50万円以下	配偶者の合計所得金額 50万円超 55万円未満
900万円以下	5万円	3万円
900万円超 950万円以下	4万円	2万円
950万円超 1,000万円以下	2万円	1万円

(9) 土地・建物等の譲渡所得に対する分離課税

土地及び土地の上に存する権利、建物、その付属設備、構築物を譲渡したときは、他の所得と分離して次の税率で所得割額を計算します。

所得の区分		町民税	県民税
短期譲渡所得		5.4%	3.6%
短期譲渡所得 (国等に対する譲渡)		3.0%	2.0%
長期譲渡所得	一般の長期譲渡所得	3.0%	2.0%
	優良住宅地の造成のための譲渡 2,000万円以下	2.4%	1.6%
	2,000万円超	(課税長期譲渡所得金額 - 2,000万円) × 3.0% + 48万円	(課税長期譲渡所得金額 - 2,000万円) × 2.0% + 32万円
	居住用財産の譲渡 6,000万円以下	2.4%	1.6%
6,000万円超	(課税長期譲渡所得金額 - 6,000万円) × 3.0% + 144万円	(課税長期譲渡所得金額 - 6,000万円) × 2.0% + 96万円	

▶ 長期譲渡所得、短期譲渡所得の区分

土地等、建物等を譲渡したことによる所得は、その所有期間により短期譲渡所得と長期譲渡所得に区分して算出されます。

短期譲渡所得	譲渡した年の1月1日現在において、その譲渡した土地等、建物等の所有期間が5年以下の場合
長期譲渡所得	譲渡した年の1月1日現在において、その譲渡した土地等、建物等の所有期間が5年を超える場合

(10) 退職所得に対する分離課税

所得税を源泉徴収することとされている退職手当等は、他の所得と区分して、その年中の退職所得の金額を基にして、その年の1月1日に居住する市町村で町民税が課税されます。

① 納税の方法

退職手当等を支給する会社などが、その手当等を支給する際、差し引いて納めるのが原則です。

② 退職所得の所得割の算出方法

$$\{ (\text{支払金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2^* \times \text{税率} 10\% (\text{町} 6\%, \text{県} 4\%)$$

*：勤続年数が5年以下の役員等が支払いを受ける退職金については、1/2を適用しません。

③ 退職所得控除額の算出方法

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下のとき	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)	障害者になったことに直接起因して退職された場合は、左記により計算した額に100万円が加算されます。
20年を超えるとき	70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円	

(注) 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年として切り上げて計算します。

(11) 株式等に係る譲渡所得に対する分離課税

区 分	町 民 税	県 民 税
上 場 株 式 等	3%	2%
未 公 開 株 式 等		

(12) 上場株式等の配当所得の特例

上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税が選択できます。申告分離課税を選択することで、配当控除は受けられなくなりますが、上場株式等に係る譲渡損益との損益通算が可能となります。

(13) 申告と納税

① 申告をしなければならない人

1月1日現在由良町内に住所のある人は、町民税の申告書を提出しなければなりません。ただし、所得税の確定申告をされた人や、給与支払報告書の提出義務者から給与の支払を受けている人は申告の必要はありません。

(注) 前年中の所得が給与所得又は公的年金のみの人でも、給与支払報告書又は公的年金支払報告書が提出されていない人は申告の必要があります。また、給与支払報告書又は公的年金支払報告書が提出される人でも、前年中に災害を受けたことによる雑損控除や、自己又は家族が病気にかかったことによる医療費控除を受けようとする人は、そのための申告書を提出してください。

② 申告書の提出期限

毎年3月15日まで

③ 納税の方法

個人町民税の納付の方法は、普通徴収と特別徴収があります。

ア 普通徴収

事業所得などの場合は、由良町から送付する納税通知書（納付書）により、通常年4回（6月・8月・10月・1月）に分けて納めていただきます。

イ 給与からの特別徴収

給与所得者の場合は、会社などの給与の支払者（特別徴収義務者といいます。）が6月から翌年の5月までの各月（12回）の給与から税額を差し引いて、翌月の10日までに納めていただくことになっています。

ウ 公的年金からの特別徴収

65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る住民税は、税額決定通知書により、由良町から通知され、公的年金の支払者が年金の支払の際にその人の年金から引き落として、これを翌月の10日までに由良町に納入することになっています。

公的年金からの特別徴収は、年6回（偶数月）の公的年金の支払の際に行われ、4月、6月及び8月には、その年の2月に徴収された額と同額が、10月、12月及び翌年の2月には、その年度の住民税額から4～8月に徴収された額を差し引いた残りの税額の3分の

1 ずつが徴収されます。

なお、新たに公的年金から特別徴収の対象となる方については、年度前半（通常 6 月及び 8 月）においてその年度の住民税額の 2 分の 1 に相当する額が普通徴収され、年度後半（10 月～翌年 2 月）において残りの税額について特別徴収されることとなります。

(14) 住民税の計算例（令和 7 年度）

設例： 家族構成 夫婦子供 2 人（妻子は所得なし、子は 17 歳と 12 歳）

令和 6 年中 の収支	収入	5,600,000 円
	必要経費	2,205,000 円
	所得	(5,600,000 円 - 2,205,000 円 = 3,395,000 円)
	国民健康保険及び国民年金の支払額	420,000 円
	生命保険料の支払額（旧契約のものとする）	100,000 円

※所得割の計算

所得金額（収入 - 必要経費） 5,600,000 円 - 2,205,000 円 = 3,395,000 円…… A

所得控除	社会保険料控除	420,000 円
	生命保険料控除	35,000 円
P6~P8 参照	配偶者控除	330,000 円
	扶養控除（16 歳未満は控除なし）	330,000 円
	基礎控除	430,000 円
	計	1,545,000 円…… B

課税所得金額（A - B） 3,395,000 円 - 1,545,000 円 = 1,850,000 円…… C

所得割額（C × 税率）	県民税(4%)	74,000 円…… D
P8 参照	町民税(6%)	111,000 円…… E
調整控除額	県民税	※① 150,000 円 × 2% = 3,000 円…… F
P11, P12 参照	町民税	※① 150,000 円 × 3% = 4,500 円…… G

※① 150,000 円は所得税と住民税の人的控除額の差(配偶者控除 50,000 円、扶養控除 50,000 円、基礎控除 50,000 円)合計額になります。

調整控除後の所得割額	県民税（D - F）	71,000 円…… H
	町民税（E - G）	106,500 円…… I

※均等割

県民税	…… 1,500 円（うち※②紀の国森づくり税 500 円）…… J
町民税	…… 3,000 円 …… K
国 税	…… 1,000 円（うち※③森林環境税） …… L

☆住民税額

県民税（H + J）	…… 72,500 円
町民税（I + K）	…… 109,500 円
国 税（L）	…… 1,000 円
令和 7 年度分の住民税	…… 183,000 円

※②紀の国森づくり税

平成 19 年度から施行されている森林を県民の財産として守り育てるための「紀の国森づくり税」が、引き続き令和 4 年度から令和 8 年度まで 5 年間延長されました。

目 的

水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割に加算をしています。

納税義務者

個人及び法人の県民税均等割の納税者

税 額

個人 500 円／年（均等割に加算）



※③森林環境税

令和 6 年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、個人住民税の均等割と併せて 1 人につき年額 1,000 円が市町村において徴収されます。

また、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県と市町村へ譲与される仕組みとなっています。

納税義務者

国内に住所を有する個人で、個人住民税（町県民税）均等割が課税される人

税 額

個人 1,000 円／年

◎法人の町民税

法人の町民税は、由良町内に事務所や事業所などがある法人（会社など）のほか、人格のない社団等にかかる税で、資本金の金額及び由良町内の従業員数に応じて負担する均等割と国に納める法人税に応じて負担する法人税割があります。

(1) 納税義務者

法人町民税の納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納めるべき税	
	均等割	法人税割
①由良町内に事務所や事業所を有する法人	○	○
②由良町内に寮等を有するが、事務所や事業所を有しない法人	○	×
③由良町内に事務所等がある法人でない社団等で収益事業を行わないもの	○	×

(2) 均等割

$\frac{\text{事務所・事業所等を有していた月数}}{12 \text{ か月}} \times \text{税率}$

12 か月

区 分		税 率 (年 額)
資 本 等 の 金 額	従業者数の 合 計 数	
次に掲げる法人 ア 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び法第 294 条第 7 項に規定する公益法人等のうち、法第 296 条第 1 項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。)で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもの。	—	50,000 円
資本金等の額が 1,000 万円以下の法人	50 人超 50 人以下	120,000 円 50,000 円
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	50 人超 50 人以下	150,000 円 130,000 円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人超 50 人以下	400,000 円 160,000 円

資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人超	1,750,000 円
	50 人以下	410,000 円
資本金等の額が 50 億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円
	50 人以下	410,000 円

(注) 従業員数の合計数は、由良町内に有する事務所、事業所又は寮などの従業者数の合計。

(注) 資本金等の金額は、資本の金額又は出資金に資本積立額を加えたもの。ただし、保険業法に規定する相互会社については、「資本等の金額」を「純資産額」と読み替えるものとします。

(注) 従業員数の合計額及び資本等の金額は、算定期間の末日で判定します。

(3) 法人税割

課税基準となる法人税額×税率（6.0%）

(4) 申告納税

法人の町民税は、それぞれの法人が定める事業年度が終了した後一定期間内（原則として2か月）に、法人が納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっています。

① 中間（予定）申告（事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人）
事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に行う。

ア 予定申告

（前事業年分として納付の確定した法人税割額×6）を前事業年度の月数で割った法人税割額と（適用税率×算定期間中に事務所等を有していた月数）を12で割った均等割額の合計額を申告納付する。

イ 中間申告

事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額と均等割額（年額の1/2）の合計額を申告納付する。

② 確定申告

事業年度終了の日から、原則として2か月以内に行う確定申告に係る均等割額と法人税割額との合計額を申告する。

なお、当該事業年度について、すでに中間（予定）申告を行っている場合には、その額を差し引いた額で申告納付する。

(5) 法人の開設又は設立に当たって

由良町で事務所や事業所等を開設・設立した時又は寮等を有するに当たっては、由良町に法人等の設立・開設申告書を提出してください。

また、設立・開設以後、代表者や資本金・事業年度の変更、あるいは休業・閉鎖等の設置状況に変更がある場合は、すぐに法人等の異動申告書を提出してください。

2 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人が、その固定資産の評価額をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

(1) 納税義務者

納税義務者は、1月1日現在に原則として固定資産を所有されている方です。具体的には、次のとおりです。

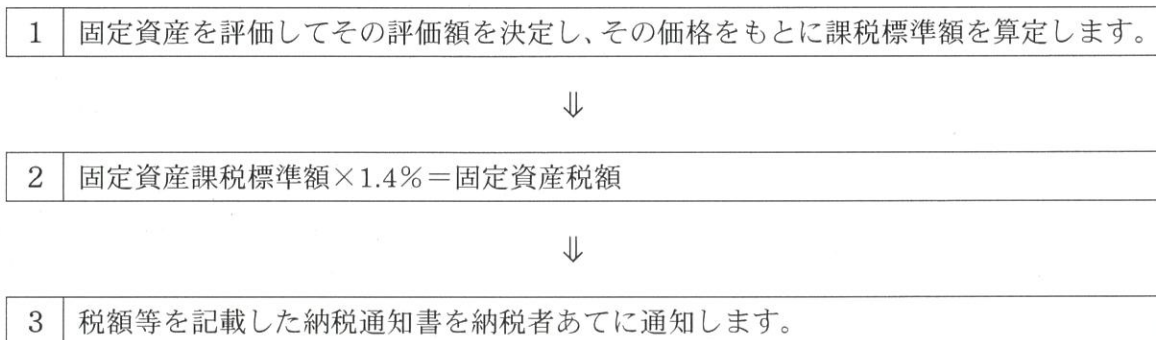
土地	土地登記簿又は土地補充課税台帳（土地登記簿に登録されていない土地を登録した台帳）に所有者として登記又は登録されている人
家屋	建物登記簿又は家屋補充課税台帳（建物登記簿に登録されている家屋以外の家屋を登録した台帳）に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※売買などで実際の所有者が変更していても、登記簿などの名義変更手続が1月1日現在において完了していない場合は、旧所有者が納税義務者となります。

※所有者として登記（登録）されている人が1月1日以前に死亡している場合には、1月1日現在で、その土地、家屋を現に所有している人（相続人）が納税義務者となります。

(2) 税額算定までのあらまし

次のような手順で税額が決定されます。



(3) 固定資産の税額の決定

土地・家屋は3年に一度の基準年度（評価替えを行う年度（令和6年度が基準年度にあたります。))に総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、固定資産を評価し、その税額を決定します。

そして、この税額は原則として3年間据え置くこととされています。

ただし、基準年度以外の年度において新たに固定資産税が課されることとなった土地又は家屋、地目変更のあった土地、増改築のあった家屋などについては、新たに評価を行い税額を決定します。

なお、償却資産については、毎年1月1日現在の状況を1月31日までに申告する必要がある、申告した内容により税額を決定します。

(4) 評価のしくみ

① 土地

土地の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、「課税地目」については、登記地目に関係なく、1月1日の現況によります。「課税地積」については、原則として土地登記簿に登記されている地積によります。また、宅地等の評価は、売買実例価格から求める正常売買価格に基づいて適正な時価を評価する方法により行っています。

さらに、宅地等については、適正化・均等化を図るため、地価公示価格の7割程度の価格を目標に評価しています。

② 家屋

固定資産評価基準に定められた家屋の評価方法は、評価しようとする家屋と同じ家屋を新たに建築するとした場合に必要とされる建築費（これを再建築価格といいます。）を求め（再建築価格の算出方法は固定資産評価基準に建物の用途、構造ごとに細かく規定されています。）、これに建築後の経過年数に応じて定められた減価率（経年減点補正率）を乗じて算出します。

ただし、このようにして求めた基準年度の価格が前年度の価格を超える場合には、税負担の安定を図るための措置として、基準年度であっても、原則として、前年度の価格を据え置くこととされています。

③ 償却資産

固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎として取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

ア 固定資産における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。

イ 固定資産の課税対象となる償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいい、次に掲げるようなものが該当します。

a 構築物

例えば、店舗内装設備、広告塔、アスファルト舗装路面等です。

b 機械及び装置

例えば、ブルドーザー、太陽光発電、製造設備等です。

c 船舶

例えば、モーターボート、貸しボート等です。

d 車両及び運搬具（自動車税又は軽自動車税の対象となるものは除きます。）

例えば、鉄軌道用車両、大型特殊自動車等です。

e 工具、器具、備品

例えば、冷暖房機器、コンピュータ、自動販売機、医療機器、机、いす、ロッカー等です。

※自動車、原動機付き自転車、小型特殊自動車等のように、自動車税又は軽自動車税の課税対象となるものは償却資産の課税対象となりません。

(5) 税額の算出方法

① 土地

固定資産税の税額は、固定資産の価格（課税標準額）に税率 1.4% を乗じて算出するのが原則ですが、土地については次のような特例措置や税負担の調整措置が適用されます。

ア 住宅用地に対する課税標準の特例

a 住宅用地

次に掲げる住宅用地に対して課する固定資産税の課税標準は、その住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とされています。

(a) 専用住宅（専ら人の居住に供する家屋）の敷地の用に供されている土地
当該土地の全部（家屋の床面積の 10 倍を限度とします。）

(b) 併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地
当該家屋の区分及び居住部分の割合に応じた次の表の率を当該敷地の面積（家屋の床面積の 10 倍を限度とします。）に乗じて得た面積

家 屋		居 住 部 分 の 割 合	率
A	Bに掲げる併用住宅以外の併用住宅	4 分の 1 以上 2 分の 1 未満	0.5
		2 分の 1 以上	1.0
B	地上階数 5 以上を有する耐火建築物である併用住宅	4 分の 1 以上 2 分の 1 未満	0.5
		2 分の 1 以上 4 分の 3 未満	0.75
		4 分の 3 以上	1.0

b 小規模住宅用地

住宅用地のうち、次に掲げる小規模住宅用地に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該小規模住宅用地の価格の 6 分の 1 の額とされています。

(a) 住宅用地でその面積が 200 ㎡以下であるもの
当該住宅地

(b) 住宅用地でその面積が 200 ㎡を超えるもの
その上に存する住居一戸につき 200 ㎡までの住宅用地（200 ㎡を超える部分については a が適用されます。）

イ 宅地の税負担の調整措置

平成 9 年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきがある負担水準（今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、負担水準の均衡化は相当程度進展してきている状況にあります。

「負担水準」とは……個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているのかを示すもの
 次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の評価額} (\times \text{住宅用地特例率} (1/3 \text{ 又は } 1/6))}$$

a 固定資産税額は、次のとおり求められます。

$$\text{非住宅用地 課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%) = \text{税額}$$

(価格×70%)

$$\text{住宅用地 課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%) = \text{税額}$$

(価格×1/6※)

(※200㎡を超える住宅用地は1/3となります。)

b ただし、前年度の課税標準額が低い土地については、今年度の課税標準額は次のとおりとなります。

非住宅用地

今年度の価格④と比べて

(a) 前年度課税標準額が④の70%を超える場合は④の70%

(b) 前年度課税標準額が④の60%以上70%以下の場合

→ 前年度課税標準額を据え置きます。

(c) 前年度課税標準額が④の60%未満の場合

→ 前年度課税標準額+④×5%

(ただし、上記(c)により計算した額が、④の60%を上回る場合は④の60%、④の20%を下回る場合は④の20%が今年度の課税標準額となります。)

住宅用地

今年度の価格に1/6又は1/3を乗じた額(=本来の課税標準額⑤)が以下の額を超える場合には、以下の額が今年度の課税標準額となります。

→ 前年度課税標準額+⑤×5%

(ただし、上記により計算した額が、⑤×20%を下回る場合は⑤×20%が今年度の課税標準額となります。)

② 家屋

固定資産税の税額は、固定資産の価格(課税標準額)に税率1.4%を乗じて算出します。

ただし、一定の要件を満たす新築住宅については、固定資産税の減額措置の適用が受けられます。

ア 適用対象は次の要件を全て満たす住宅です。

a 居住部分割合要件

専用住宅又は併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。)であること。

b 床面積要件

居住部分の床面積が 50 m²（一戸建以外の貸家住宅にあっては、40 m²）以上 280 m²以下であること。

区分	居住部分の割合	床面積
専用住宅	全 部	床面積が 50 m ² 以上 280 m ² 以下
併用住宅	2 分の 1 以上	居住部分の床面積が 50 m ² 以上 280 m ² 以下

※ 分譲マンションなどの区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積」で判定します。

イ 減額される範囲

居住部分の床面積の 120 m²を限度として、固定資産税額の 2 分の 1 の額が減税されます。

※ 減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち、住居として用いられる部分（居住部分）だけであり、併用住宅における店舗部分・事務所部分などは減額対象となりません。

ウ 減額される期間

- a 一般住宅分……新築後 3 年度分
(3 階建以上の中高層耐火住宅等は 5 年度分)
- b 長期優良住宅分…新築後 5 年度分
(3 階建以上の中高層耐火住宅等は 7 年度分)



③ 償却資産

税額は、原則として固定資産の価格（課税標準額）に税率 1.4% を乗じて算出します。



(6) 非課税等

① 免税点

由良町内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの固定資産税の課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土 地	30 万円
家 屋	20 万円
償却資産	150 万円

② 非課税

固定資産の用途又は所有者により、固定資産税が課税されないものがあります。

例えば、用途としては公衆用道路、水路など、所有者としては、国・地方公共団体などです。

③ 減 免

由良町の場合、次のようなときは、納税義務者の申請により固定資産税が減免されます。
(市町村によって制度が異なる場合があります。)

ア 貧困により、生活のため公私の扶助を受ける者が所有する固定資産

イ 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）

ウ 由良町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

(7) 縦覧制度

土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格が記載されます。）、家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載されています。）により、土地又は家屋の納税者の方が由良町内の全ての土地又は家屋の価格を縦覧できます。

縦覧期間は、毎年当該年度の4月1日から第1期納期限の間で、午前8時30分から午後5時までとなります。（土・日曜日、祝日は除く）

(8) 課税明細書の送付制度

次の事項を記載した課税明細書（課税資産の内訳書）の送付が法定化されております。

① 土地 所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額、軽減税額

② 家屋 所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、課税標準額、軽減税額

(9) 固定資産課税台帳の閲覧制度

全ての市町村で納税義務者の方やその他の方（借地・借家人など）の求めに応じて、関係する固定資産についての固定資産課税台帳の閲覧ができるようになっています。

(10) 固定資産課税台帳記載事項の証明制度

全ての市町村で、納税義務者の方やその他の方（借地・借家人など）の求めに応じて、関係する固定資産についての固定資産課税台帳の記載事項の証明書の発行を受けることができるようになっています。

(11) 路線価等の公開

平成9年度の評価替えから、納税者の方々に土地の評価額について、ご理解いただくために路線価及び標準宅地に係る単位地積当たりの価格を税務課で公開しています。

(12) 固定資産税の評価替え

固定資産税評価額は3年に一度見直されます。次の見直しは令和9年度となります。（由良町では約60か所の標準地を定め、鑑定評価を行い、正確公平な評価をしています。）

◎固定資産評価審査委員会への審査申出期間

固定資産評価審査委員会への審査を申し出ることができる期間は、納税通知書の交付を受けた
日後 3 か月以内です。

3 軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有する方に課税されます。

(1) 納税義務者

4月1日現在に、原則として軽自動車を所有されている方です。

(2) 税率

【原動機付自転車及び二輪車等】

区 分		税率（年税額）
原動機付自転車	排気量 50cc 以下	2,000 円
	排気量 125cc 以下かつ最高出力が 4.0kw 以下（新基準原付バイク）	2,000 円
	排気量 50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	排気量 90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー（三輪以上で排気量 50cc 以下）	3,700 円
二輪の軽自動車（排気量 125cc 超 250cc 以下）		3,600 円
二輪の小型自動車（排気量 250cc 超）		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円

令和 5 年 7 月 1 日新設の特定小型原動機付自転車の税率（年額）は 2,000 円（令和 6 年度課税分より適用）です。

【四輪以上及び三輪の軽自動車】

区 分				税率（年税額）		
				旧標準税率※1	新標準税率※2	重課税率※3
軽自動車	四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
	三輪のもの			3,100 円	3,900 円	4,600 円

※1 平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両で、新規検査から 13 年を経過するまで適用されます。

※2 平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両について適用されます。

※3 最初の新規検査から 13 年を経過した「三輪以上の軽自動車」について重課が適用されます。

（ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンハイブリット軽自動車並びに被けん引自動車を除きます。）

◎グリーン化特例

環境性能の優れた自動車の普及を促進する観点から、新車を購入した翌年度の税率を燃費性能や排出ガス性能に応じて軽減する制度ですので、以下の基準(1)～(3)を満たすものについては、次の税率表が適用されます。

- (1) 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（概ね75%軽減）
- (2) ガソリン軽自動車で、令和2年度燃料基準値を達成+燃費性能が令和12年度燃費基準値を90%達成の営業用乗用車（概ね50%軽減）
- (3) ガソリン軽自動車で、令和2年度燃料基準値を達成+燃費性能が令和12年度燃費基準値を70%達成の営業用乗用車（概ね25%軽減）

※ ガソリン軽自動車については、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

※ (1)～(3)にかかる該当の有無については、自動車検査証(車検証)の備考欄に記載されています。

※ 適用期間

- ・(1)、(2)：令和8年3月31日までに取得した車両（令和8年度課税まで3年延長）
- ・(3)：令和7年3月31日までに取得した車両（令和7年度課税まで2年延長）

区 分			軽減後の税率（年税額）		
			(1)	(2)	(3)
四 輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円		
	貨物	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		
三 輪			1,000円	2,000円	3,000円

(3) 課税方法・納期

4月1日(賦課期日)現在で課税され、5月31日(土・日曜日の場合は翌日)までに納めていただくことになっています。

4月2日以降に軽自動車等を所有した場合は、当該年度分の税金はかかりませんが、4月2日以後に廃車等をして当該年度分の税金は全額納めていただくことになっています。

(4) 申告

軽自動車等の取得・譲渡をしたとき又は主たる定置場が変わったときには 15 日以内に、廃車したときは 30 日以内に、次の場所で申告をしてください。



車 種	申告書等提出先
原動機付自転車（125cc 以下） 小型特殊自動車	由良町役場 税務課 〒649-1111 由良町大字里 1220-1 TEL 0738-65-1802
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 和歌山事務所 〒640-8404 和歌山市湊 1106-25 TEL 050-3816-1846
二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 （125cc を超えるもの）	近畿運輸局 和歌山運輸支局 〒640-8404 和歌山市湊 1106-4 TEL 050-5540-2065

(5) 減免

次の項目に該当する人が所有又は使用される軽自動車について、納期限までに申請することで税の減免を受けられる制度があります。ただし、等級に制限があり、一人一台に限ります。既に自動車税（県税）の減免を受けている場合には受けられません。

- ① 身体障害者又は戦傷病者（その人と生計を一にする人を含む。）
- ② 知的障害者又は精神障害者（その人と生計を一にする人を含む。）
- ③ 単身で生活する①②に該当する人の常時介護者が運転する場合

（注）減免申請の手続きなど詳しくは、役場税務課までお問い合わせください。

※ 税制改革により、令和元年 10 月 1 日から、軽自動車税に新たに「環境性能割」が導入されました。現行の軽自動車税は「種別割」と名称が変わりました。

この改正に伴い、軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」の 2 つで構成されます。

環境性能割…自動車取得税（県税）の廃止に伴い、令和元年 10 月 1 日以後の軽自動車の取得に対して適用され、新車、中古車を問わず 50 万円を超える車両に対して取得（登録）時に課税されます。（徴収については県が行います。）

4 町たばこ税

町たばこ税は、製造たばこの製造者などが由良町内の小売販売業者に売り渡したたばこに対して課税されます。

(1) 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者（外国産たばこの輸入を扱う者）、卸売販売業者

(2) 申告と納税

製造たばこの製造業者等が、毎月の初日から末日までの間に売り渡したたばこに係る税額を、翌月末日までに申告して納めていただくことになっています。

(3) 税率

(1 箱 20 本当たり)

区 分	地 方 税		国 税	合 計
	町たばこ税	県たばこ税	たばこ税 たばこ特別税	
令和元年 10 月 1 日	113.84 円	18.60 円	132.44 円	264.88 円
令和 2 年 10 月 1 日	122.44 円	20.00 円	142.44 円	284.88 円
令和 3 年 10 月 1 日	131.04 円	21.40 円	152.44 円	304.88 円
令和 4 年 10 月 1 日	131.04 円	21.40 円	152.44 円	304.88 円
令和 5 年 10 月 1 日	131.04 円	21.40 円	152.44 円	304.88 円
令和 6 年 10 月 1 日	131.04 円	21.40 円	152.44 円	304.88 円

※小売定価 580 円 1 箱 20 本入りのたばこに占めるたばこ税及び消費税の額(令和 7 年 4 月 1 日現在)

国 た ば こ 税	136.04 円	税 合 計 357.61 円
県 た ば こ 税	21.40 円	
町 た ば こ 税	131.04 円	
たばこ特別税(国税)	16.40 円	
地 方 消 費 税	11.60 円	
消 費 税	41.13 円	
原材料費、利潤など	222.39 円	



5 国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険事業にあてることを目的とした税であり、国民健康保険に加入した人は、国民健康保険税を納めなければなりません。みなさんに納めていただく国民健康保険税は、国の補助金とともに国民健康保険の財源となり、病気やけがをしたときの医療費、また、助産費や葬祭費などの給付にあてられます。



(1) 納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は、国民健康保険の被保険者を有する世帯の世帯主の方です。

(2) 被保険者の資格

国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者となった月の分から納めていただきます。

- ① 被保険者になった月とは
- ア 職場の健康保険を脱退したとき
 - イ 他の市町村から転入して住み始めたとき
 - ウ 子どもが生まれたとき

※したがって、加入の手続きをしたときではありませんので、届けが遅れると、^{さかのぼ}って国民健康保険税を納めなければなりません。

(3) 税率

税率区分	課税根拠	税率等		
		医療給付費	介護給付費	後期高齢者支援金等
平等割額	加入世帯につき	20,000円	7,000円	7,000円
均等割額	被保険者1人につき	25,000円	10,000円	10,000円
所得割額	総所得金額－（基礎控除43万円）	6.00%	2.00%	2.50%
資産割額	由良町内の土地・家屋にかかる 固定資産税額	18.00%	3.50%	3.50%
限度額		660,000円	170,000円	260,000円

※総所得金額

地方税法の規定する給与所得、雑所得、山林所得、土地建物などにかかる長期・短期譲渡所得及び土地等にかかる事業所得などの金額並びに株式譲渡益にかかる所得などの金額の合計額。

(4) 低所得者に対する軽減

低所得者に対して7割、5割、2割の3種の軽減措置があります。

軽減は、平等割、均等割に適用され、所得割と資産割には適用されません。

また、所得が無いことを理由に収入申告をされない方がおられますが、所得が無い場合でも申告をしなければ軽減は適用されません。

税制改正により、5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、加入者数に乗ずる金額を29万5千円から30万5千円に、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、加入者に乗ずる金額を54万5千円から56万円に変更になりました。

軽減判定所得基準額表

軽減割合	改正前	改正後（令和7年度以降）
7割	43万円 + {10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下	43万円 + {10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下
5割	43万円+ (29万円×被保険者数) + {10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下	43万円+ (30万5千円×被保険者数) + {10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下
2割	43万円+ (53万5千円×被保険者数) + {10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下	43万円+ (56万円×被保険者数) + {10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下

・被保険者数：旧国保被保険者（国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行者）の人数を含める。擬制世帯主（国民健康保険加入者でない世帯主）は含めない。

・給与所得者等の数：給与収入が55万円を超える者の数と給与所得者を除く公的年金等の支給（65歳未満の方は60万円超、65歳以上の方は125万円超）を受ける者の数の合計。

・「給与所得者等の数-1」が0未満になる場合は、0とする。

(5) 非自発的失業者に対する軽減

リストラ（事業主の都合による失業等）などで職を失った方（ただし、退職日時時点で65歳未満の方）に対して、在職中と同程度の保険税負担で国民健康保険に加入できるよう、失業時から翌年度末までの間、所得割を前年度の給与所得の30/100として算定する軽減措置があります。

(6) 後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減

① 低所得者に対する軽減について

7割、5割、2割の軽減を受けている世帯で、国民健康保険被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、世帯の国民健康保険被保険者が減少しても、所得及び国民健康保険被保険者数が変わらなければ、5年間、今までと同様の軽減措置を受けることができます。

※一定の所得以下の世帯が対象

② 平等割の軽減について

国民健康保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、世帯の国民健康保険被保険者が単身となる世帯について、5年間平等割が半額になり、その後3年間に限り1/4軽減されます。

③ 被扶養者であった人の軽減について

職場等の健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その方の被扶養者（65歳以上）であった人が国民健康保険に加入した場合について、2年間、所得割・資産割が減免され、平等割・均等割が半額になります。

※7割・5割軽減対象者の場合は、平等割と均等割の半額軽減は該当しません。

(7) 未就学児に係る均等割額の減額について

令和4年度から国民健康保険に加入している未就学児に係る均等割額が5割減額されます。

(8) 産前産後期間に係る税額の免除について

令和6年1月から出産する（した）お母さんについて、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月分に相当する国民健康保険税が免除されます。

多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを妊娠）の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月分が対象期間です。

(9) 普通徴収（納付書又は口座振替による納付）

保険税（年額）は、6月から翌年3月までの10回払いです。

納期限は毎月月末（12月は25日）です。納期限が土、日曜日の場合は翌日となります。

(10) 特別徴収（年金からの天引き）

特別徴収とは、年金の支払月（年6回）に年金受給額からあらかじめ保険税を徴収する制度です。

特別徴収の対象となる方は、以下の条件すべてに当てはまる方となります。

ア 被保険者全員が65歳以上75歳未満で構成されている世帯の世帯主

イ 世帯主自身が国民健康保険の被保険者である場合

ウ 年額18万円以上の年金を受給されている世帯主

エ 介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合

※ 条件に該当しない場合又は年度途中で世帯主が75歳になる方は、従来どおりの納付（自主納付・口座振替）となります。

(11) 特別徴収（年金からの天引き）から口座振替への変更

国民健康保険税の納め方を「年金からの天引き」か「口座振替」を選択できます。（※お支払いただく国民健康保険税の総額は変わりません。）

口座振替を希望される方は、申し出をしてください。

※ 年金からの天引きを希望される方は手続きの必要はありません。

- ▼これまでの納付書で納められていた方については、事前に金融機関の窓口にて口座振替の手続きを行った上で、申し出をしてください。
- ▼年金からの天引きが始まる以前に口座振替により納めていた方については、申し出のみで切り替えることができます。
- 申し出先 税務課 国民健康保険税担当 TEL 0738-65-1802

年金からの天引きから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期によって異なります。また、これまでの国民健康保険税の納付実績などにより、口座振替への変更が認められないことがあります。

なお、口座振替に切り替えた後に滞納が続いた場合は、年金からの天引きに戻ることがありますので、ご了承ください。

ご注意いただきたいこと

口座からのお支払いに変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。

※eLTAX

☆eLTAX（エルタックス）による町税の電子申告・申請の受付を行っています。

全国の地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：以下「エルタックス」という。）を利用して、給与支払報告書などの個人住民税（特別徴収）、法人住民税及び固定資産税（償却資産）の申告・申請がインターネットでできます。現在利用可能な申告・申請は次のとおりです。

利用可能な申告及び申請・届出

税 目	利用できる申告及び申請・届出
個人住民税 (特別徴収関係)	給与支払報告（総括表・個人別明細書） 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出 退職所得に係る納入申告及び特別徴収票又は特別徴収税額納入内訳届出
法人町民税	法人町民税の申告 法人設立・設置届、異動届
固定資産税	償却資産申告

エルタックスの利用方法や詳細について

エルタックスを利用するためには所定の手続きや準備が必要となります。詳しくはエルタックスのホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

第2章 町税の納付

1 町税の納付場所

町税は、次の場所で納付してください。

(1) 由良町役場

和歌山県農業協同組合派出所窓口

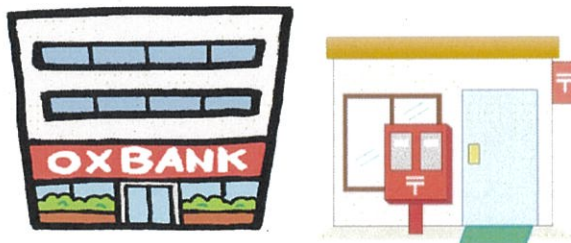
(2) 金融機関

由良町がお送りする納付書により町税の納付ができるのは、次の金融機関の本支店です。お近くの金融機関で納付してください。これ以外の金融機関では、納付できなかつたり、手数料がかかる場合があります。

なお、納期限を過ぎますと、金融機関では納付できませんので納期限内に納付してください。

金融機関	和歌山県農業協同組合 紀陽銀行 きのくに信用金庫 なぎさ信用漁業協同組合連合会 (和歌山県内の支店に限る)
------	---

(3) 近畿2府4県に所在するゆうちょ銀行及び各郵便局



(4) コンビニエンスストア

町税をお支払いただく際の利便性の向上や、町民のみなさまのライフスタイルの多様化に対応するため町税の納付が、これまでの金融機関窓口に加えて、コンビニエンスストア（以下コンビニ）でお支払いただけます。お取り扱いできるコンビニ（下記参照）であれば、日本全国の店舗で、休日夜間を問わずご利用いただけます。

なお、納付の際に手数料はかかりません。

◎利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、MMK 設置店

(5) スマートフォン決済

令和2年度から納税機会の拡充として、スマートフォンから電子マネーで納税できるスマートフォン決済アプリ納付を開始しました。手数料無料で、自宅等にいながら曜日や時間を気にすることなく、いつでも、どこでも税金を納付することができます。

利用できるスマートフォンアプリ

- Pay B
- Pay Pay
- 楽天銀行
- au PAY
- 銀行Pay
- 楽天ペイ

利用方法については、各サービス提供者へご確認ください。

使用後の納付書は再使用しないようご注意ください。

※決済にかかる通信料は、利用者の負担となります。

《ご利用に当たっての注意事項》

次のような納付書はコンビニ及びスマートフォン決済では、ご利用いただけません。

- ・バーコードが印刷されていない納付書
- ・納期限を過ぎた納付書
- ・破損、汚損などによりバーコードが読み取れない納付書
- ・金額の訂正や加筆などをした納付書
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの(この場合、納付書にバーコードが印刷されていません)。



(6) 地方税統一QRコードを利用した電子納付

令和5年4月から納付書に印刷されたQRコードをスマートフォン等で読み取ることで町税の納付ができるようになりました。

また、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付することができます。

利用できる納付書

- ・納付済通知書の面に「eLマーク」と「QRコード」の印刷された納付書が利用できます。

納付書の利用方法

- ・「地方税お支払サイト」へアクセスし、納付書に印刷されている地方税統一QRコードをスマートフォンで読み取る。またはeL番号を入力することにより、納税することが可能です。詳しくは「地方税お支払サイト」をご確認ください。

2 納期内納付にご協力を！

(1) 自主納付

町税は、集金するものではなく、納税者のみなさんに定められた期限（納期限）までに自主的に納めていただくものです。このことを「自主納付」といいます。

(2) 町税の滞納

定められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。滞納になると、まず督促状により納税を促すこととなります。たとえうっかりして納め忘れた場合でも同じです。

また、滞納した場合には、本来納めるべき税額の他に督促手数料（100円）と高い利率の延滞金も合わせて納めていただくかなければなりません。町税は、納期限までに納付してください。

(3) 滞納処分

町税を滞納されたままですと、納期限までに納められた方との公平を保つため、また、大切な町税を確保するためにやむを得ず、滞納している方の財産（不動産・電話・預金・給料など）を差し押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。国、県だけでなく町においても実施しています。

また、滞納整理組合（和歌山地方税回収機構）に移管することによって、より一層、滞納処分（差し押え、競売等）が厳正に執行されます。

(4) 町税を大切に

町税の滞納は、納税者にとって不利益であることはもちろん、由良町にとっても大きな損失となります。それは、滞納を整理するために多額の費用がかかるからです。この費用も結局は、住民のみなさんのために使われるべき貴重な町税から支出されることとなります。

町税は、住民みんなの財産です。納期内納付にご協力ください。

(5) 納税相談

納期限までに納付できない場合は、納期限までに税務課で納付方法等について相談してください。

(6) 町税の納付方法

町税の納付方法には、普通徴収、特別徴収、申告納付の3つがあり、町税の種類により、どの方法で納付していただくかが決まっています。

① 普通徴収

納付書により、納税義務者自身がお近くの金融機関等で納付していただく方法です。

また、口座振替制度（P37 参照）がご利用いただけます。

対象となる町税は、個人町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。

② 特別徴収（給与等からの天引き）

給与等の支払者が毎月支払う給与等から天引きして、納付する方法です。

対象となる町税は、個人町県民税です。

③ 特別徴収（年金からの天引き）

年金からの天引きにより納付する方法です。

対象となる町税は、個人町県民税、国民健康保険税です。

④ 申告納付

納税義務のある個人や法人が、法律や条例の規定に基づいて自分で税額を計算し、納付する方法です。

対象となる町税は、法人町民税、町たばこ税です。

(7) 町税の納期

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町 民 税	個 人	普通徴収			1期		2期		3期		4期		
		給与特別徴収	徴収した月の翌月10日まで										
		年金特別徴収	年金受給日										
	法 人	確 定	事業年度終了の日から原則として2か月以内										
		予 定・中 間	事業年度開始の日以降6か月を経過した日から2か月以内										
固定資産税			1期		2期		3期			4期			
軽自動車税			全期										
町たばこ税		翌月の末日まで											
国民健康保険税	普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	特別徴収	年金受給日											

納期限を過ぎると、金融機関等の窓口では取り扱いできない場合がありますので、納期限までに納付してください。

3 町税の納付は便利な口座振替で！

個人の町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）は、ご指定の金融機関の預金口座から振り替えて納付することができます。

口座振替を利用されますと、納期ごとにわざわざ金融機関や役場にお出かけいただくことなく、自

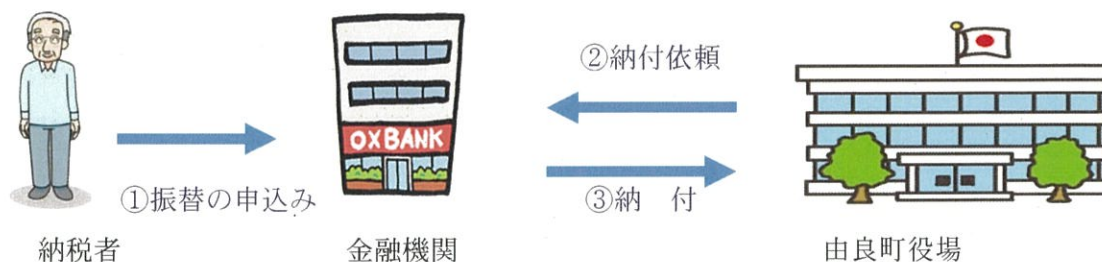
動的に指定の預金口座から振り替えて納付されます。

納付忘れもなくなりますので、お忙しい方には特に便利です。

一度利用の手続きをされますと、廃止又は変更されるまで続きます。

詳しくは、口座振替依頼書記載の規定をご覧ください。

(1) 口座振替のしくみ



(2) 申し込みの手続き

口座振替を希望する預金口座のある金融機関（P34 参照）の本支店及びゆうちょ銀行・郵便局（近畿2府4県にあるゆうちょ銀行・郵便局に限ります。）に口座振替依頼書を提出してください。口座振替依頼書は由良町内の金融機関及び郵便局、税務課の窓口に置いています。金融機関にお届けの印鑑が必要です。

(3) 振替方法及び振替日

- ① 各期ごとに納付する場合……各納期限の日
 - ② 全額を前納する場合……第1期の納期限の日
- ※年税額の全額を一度に振替納付することができます。

(4) 振替額のお知らせ

由良町からは、口座振替をする町税の最初の納期の月の中旬に、納税通知書（年税額及び各期ごとの納付額が記載されています。）をお送りしますので、振替日と振替額をご確認ください。

Q & A

町民税 Q & A

① 年の途中で引越した場合の住民税は

Q 私は、令和7年1月15日に由良町からA市へ引越しました。令和7年度の住民税はどちらの市町村で納めるのですか。

A 住民税は、その年の1月1日現在の居住地である市町村に納税することになっています。あなたの住所は、令和7年1月1日現在由良町にあったのですから、A市へ引越しされても、令和7年度の住民税は由良町に納めていただくことになります。

② 昨年亡くなった方の令和7年度の住民税は

Q 私の夫は、令和6年8月に死亡しましたが、令和6年中に夫が得た所得に対して住民税は課税されるのでしょうか。

A 住民税は毎年1月1日現在で住所のある人に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。したがって、令和6年中に死亡された方に対しては、令和7年度の住民税は課税されません。

③ 退職後の住民税の納付は

Q 私は、令和7年9月に会社を退職し、その後、無職です。ところが、先日、令和7年度の町・県民税納税通知書が送られてきました。私は、退職するまで毎月の給料から住民税が差し引かれていたので、これは何かの間違いではないのでしょうか。

A 給与所得者の場合は、住民税を6月から翌年の5月まで12回に分けて会社が毎月給料から差し引いて納めることになっています。あなたの場合は、令和7年9月に会社を退職されたため令和7年10月から令和8年5月までの8か月分が給料から差し引けなくなりましたので、残額をご自分で納めていただくため、あらためて納税通知書をお送りしたものです。

Q 私は、令和6年11月に会社を退職した時に残額の住民税を一括して退職金より天引きされましたが、令和7年6月に令和7年度の町・県民税納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか。

A 住民税は、所得税と違い、前年中の所得に対して今年課税される（「前年所得課税」といいます。）仕組みになっています。したがって、あなたの場合、退職金より天引きして納めていただきました住民税は、令和6年度分（令和5年中の所得に対する税額）であり、また、令和7年6月にお送りいたしました納税通知書は、令和7年度分（令和6年中の所得に対する税額）ですので、対象年度の違う住民税ということになります。

④ 給与所得者で副収入がある場合の申告は

Q 私は、勤務のかたわら出版社に原稿を送り、その原稿料として一年間で18万円（所得）ほどあります。所得税の場合は、20万円以下であれば申告不要と聞いていますが、住民税の申告はど

うなるのですか。

A 所得税では、所得が生じた時点で源泉徴収を行っていることなどの理由から、給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合には申告不要とされています。住民税ではこのような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額を算出します。したがって、あなたの場合、給与所得以外の所得がありますので、所得の多少にかかわらず住民税の申告をしていただかなければなりません。

⑤ 高齢者が厚生年金を受けている場合の所得の算出方法は

Q 私は、満 68 歳の男性ですが、給料（収入金額 280 万円）のほか厚生年金の収入（300 万円）があります。所得金額の算出はどのように行うのですか。

A 高齢者が厚生年金などの公的年金を受給している場合の所得の金額は、次のように算出します。

給与収入額			}	総所得金額 (㉞+㉟)
2,800,000 円×0.7-80,000=1,880,000 円				
所得金額調整控除 (10 万円+10 万円) -10 万円=10 万円				
給与所得金額 1,880,000 円-100,000 円=1,780,000 円……㉞				
公的年金収入金額	雑所得金額			
3,000,000 円-1,100,000 円=1,900,000 円……………㉟				3,680,000 円

⑥ 妻のパート収入（給与）の税金は

Q 私の妻はパートタイマーで働いていますが、税金はかかるのでしょうか。また、配偶者控除、配偶者特別控除はどうなりますか。

A あなたの奥さんにパート（給与）収入しかない場合、奥さんに対する課税及びあなたの配偶者控除、配偶者特別控除は次の表のとおりです。

パート収入	所得税	町県民税		配偶者の所得から	
		均等割	所得割	配偶者控除	配偶者特別控除
93 万円以下 (所得 38 万円以下)	非課税	非課税	非課税	受けられる	
93 万円超 (所得 38 万円超) ~ 100 万円以下 (所得 45 万円以下)	非課税	課税	非課税	受けられる	
100 万円超 (所得 45 万円超) ~ 103 万円以下 (所得 48 万円以下)	非課税	課税	課税	受けられる	
103 万円超 (所得 48 万円超) ~ 201 万 6 千円未満 (所得 133 万円未満)	課税	課税	課税	受けられない	受けられる
201 万 6 千円以上 (所得 133 万円以上)	課税	課税	課税	受けられない	受けられない

町・県民税の均等割については、非課税限度額（給与収入 93 万円（所得 38 万円））を超えると均等割が課税となりますが、所得税及び町・県民税の所得割については非課税の限度額であり、その限度額を超えても所得控除金額によっては課税されない場合もあります。

固定資産税Q & A

① 年の途中で土地・家屋の売買があった場合は

Q 私は令和6年11月に自己所有の土地及び家屋の売買契約を行い、令和7年3月に買主への所有権移転登記をすませました。令和7年度の固定資産税は誰に課税されますか。

A 令和7年度の固定資産税は、あなたに課税されます。

固定資産税は、地方税法の規定により、賦課期日（毎年1月1日）現在の土地登記簿又は建物登記簿に所有者として登記されている人に課税することになっているからです。

また、固定資産税は、賦課期日と同じ年の4月1日から始まる会計年度分の税として課税するものですから、いつからいつまでの期間について課税するといったものではありません。

なお、賦課期日後に、売買による所有者移転登記が行われた場合には、税額の一部を買主で負担することが行われている場合もあるようですが、課税はあくまで賦課期日現在の所有者に課することになり、その負担については、売買の契約をされるときに売主と買主の話し合いによって決めていただくことになります。

② 隣接する同じ面積の土地なのに税額が違うのは

Q 昨年、私の友人がすでに住宅を建築して住んでいる場所の隣に、将来住宅を建てるため150㎡の土地を購入しましたが、由良町から送付された納税通知書を見ると、友人と同じ面積の土地にもかかわらず、友人より税額が高いのはなぜですか。

A 土地の固定資産税については、住宅用地の場合、その税を軽減する特例措置があります。その住宅用地とは、その年の1月1日現在居住用の家屋が建っている土地をいい、その面積が200㎡までの土地は、小規模住宅用地として課税標準額が価格の6分の1に軽減されます。あなたの税額が高かったのは、住宅が建っていないため、この特例の対象とならなかったことによるものです。

③ 地価が下がっているのに土地の税額が上がるのは

Q 地価の下落によって土地の評価額が下がっているのに、税額が上がるのはおかしいのではないのでしょうか。

A 土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇はゆるやかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられています。

地価が下落する中で税負担が上昇する土地は、本来の課税標準額に比べて現在の課税標準額が低いため、負担調整措置により本来の課税標準額に向けた是正過程にあるものです。したがって、課税の公平の観点からやむを得ないものと考えられます。

④ 家屋が年々老朽化していくのに評価額が下がらないのは

Q 私の家屋は昭和40年に建築されたものですが、家屋については年々老朽化していくのに、評価額が下がらないのはおかしいのではないのでしょうか。

A 家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するとした場合に必要とされる建築費すなわち再建築価格に、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわした経年減点補正率を乗じて求められます。

ただし、その評価額が前年度の評価額を超える場合は、通常、前年度の評価額に据え置かれる仕組みとなっています。

建築年次の古い家屋の一部については、過去に建築費の上昇が続く中、この仕組みによって評価額が据置かれてきていることもあって、経年減点補正率を加味した評価額であっても、以前から据え置かれている評価額を下回るまでにはいたらず、評価額が下がらないといったことがあります。

⑤ 家屋の固定資産税が急に上がったのは

Q 家屋を新築して、固定資産税が課税されるようになってから今年で4年目になりますが、今年度から家屋の固定資産税が急に上がったのですが、なぜですか。

A 新築された住宅が一定の要件に該当するときは、その住宅に対して固定資産税が課税されることになった年度から3年度分（長期優良住宅の場合は5年度分）に限り税額が軽減される制度があり、あなたの新築された住宅についても、この制度に該当し昨年度までに固定資産税の軽減がなされていたわけです。

なお、3階建以上の中高層耐火住宅（分譲マンション等）については、一定の要件に該当すれば5年度分（長期優良住宅の場合は7年度分）の軽減が受けられます。

軽自動車等Q&A

① バイクを譲ってもらったとき

Q バイクを譲ってもらったが、どうしたらよいですか。

A 役場に変更できる車種は、125cc以下の原動機付自転車です。

それを超えたものは、運輸支局で変更の手続きをしてください。

- 由良町や他の市町村で、すでに廃車手続きが済んでいる場合、廃車受付済書を持参の上、由良町税務課でプレートと登録票をもらってください。
- すでに由良町で登録のある場合は、登録票を持参の上、名義変更の手続きをしてください。

② 盗難にあったとき

Q 盗難にあったがどうしたらよいですか。

A 警察に盗難の被害届を提出してください。そして、その受理証明書を添付し税務課に課税保留の申請書を提出してください。そのままにしておかれますと、いつまでもあなたに税金がかかることとなります。

国民健康保険税Q&A

① 保険証をあまり使わないときの保険税は

Q 私は、めったに病気をしないので、お医者さんにほとんどかかりません。それなのになぜ高い保険税を払わなければならないのですか。

A たしかに日ごろ健康な方は、そう思われるかもしれませんが、しかし、国民健康保険という制度は「助け合い」の精神にもとづいているのだということをご理解ください。それぞれが健康で働

いているときに、それぞれの収入に応じて保険税を出し合い、万が一の時のお互いの生活を守っていくのが国民健康保険の目的です。また、国民健康保険税を払わないときには、短期被保険者証、資格証明書が交付される場合があります。

② 社会保険に加入した場合は

Q 私は、妻と二世帯です。4月1日に、私も妻も社会保険に加入しましたが、6月に国民健康保険税の通知書が届いたのはなぜですか。

A 社会保険に加入された場合、国民健康保険から脱退の手続きが必要です。社会保険に加入されましたら、加入日を確認できるもの（社会保険証等）を持参の上、役場窓口で手続きをしてください。

その他のQ&A

① 同意もなしに財産が差押えられたが

Q 固定資産税と町・県民税を滞納していたところ、財産を差押えられました。督促状や催告状は受けとっていますが、集金にも来ていないし、差し押さえることについて同意もしていないのに差押えができるのでしょうか。

A 差押えはできます。法律では、督促状を発して10日を経過した日までに完納されていないときは差押えをしなければならないと規定されています。

由良町では、納期限までに納付されないと、督促状を発するほか、文書による催促を行い自主的な納付をお願いしますが、それでも納付がない場合、納期限内に納付された方との公平を保ち、大切な町税を確保するため、やむを得ず差押処分を行います。この場合、差押えの同意を得る必要はありません。

なお、滞納となると、本税のほかに督促手数料（督促状1通につき100円）や、高い利率の延滞金も合わせて納付していただかなければなりません。

延滞金の推移

	納期限後1か月以内	納期限後1か月以後
平成27年1月1日～平成28年12月31日	年2.8%	年9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	年2.7%	年9.0%
平成30年1月1日～令和2年12月31日	年2.6%	年8.9%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	年2.5%	年8.8%
令和4年1月1日～令和7年12月31日	年2.4%	年8.7%

もし、納期限内に納付できない事情がある場合、そのまま放置されずに、事前に由良町税務課までご相談ください。

② 由良町の税金は高い？

Q 由良町は、他市町村に比べて税金が高いといわれていますが。

A 町税には、法律に税率が定められているもの（町たばこ税）と、法律に標準的な税率（標準税率）及びそれを超えて課税することができない制限税率が定められているもの（住民税、固定資産税、軽自動車税）があり、それぞれの市町村が条例により税率を定めることになっています。また、税率に乗じる課税標準額についても、その算出方法は法律で決められています。

由良町は、標準税率を採用しています。全国ほとんどの市町村がこの標準税率を採用しており、由良町だけが高い税率で町税を課しているわけではありません。

③ 納税方法は

Q 勤めの関係で帰宅も遅く、町税を納めに金融機関に出向くことが出来ません。近くにコンビニがあるのですが、納めることが出来ますか。

A 全国のコンビニエンスストア（P34参照）で納められます。取扱い税目は、町・県民税（普通徴収のみ）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。納付される際は、納期をお確かめの上、納付書をレジへお持ちください。各期の納付額が30万円を超えるもの、バーコードがないもの、納期限を過ぎたものについては、納付できませんのでご注意ください。

④ 口座振替の手続きは

Q 日ごろ何かと忙しく、税金の納期毎に支払いすることが面倒になっています。何か良い方法はありませんか。

A 指定の金融機関（和歌山県農業協同組合・紀陽銀行・きのくに信用金庫・なぎさ信用漁業協同組合連合会（和歌山県内に限る））・ゆうちょ銀行・郵便局のご指定の口座から自動的に振替して納付することができる便利で確実な口座振替（自動振込）制度のご利用をお勧めします。納付忘れもなくなります（預貯金口座振替日は納期限日）ので、お忙しい方には特に便利です。是非ご利用ください。